

群馬県きのこの栽培管理に関する指導指針

制定 平成26年9月22日

最終改正 令和7年9月1日

群馬県林業振興課

1 目的

国の「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」（平成25年10月16日付け林野庁通知）及び「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成24年3月28日付け農林水産省通知）に基づき、群馬県の放射性物質の状況等を勘案し、安全な県産きのこを生産することを目的として、「群馬県きのこの栽培管理に関する指導指針」（以下「県指導指針」）を制定する。

この県指導指針の適用により、生産過程を明確化し安全性を担保するとともに、消費者に対し県産きのこの管理体制を示すことにより、風評被害の払拭や生産量回復を図り「県産きのこ」のブランドを守ることとする。

2 適用対象者

販売を目的に原木及び菌床栽培によりきのこの生産を県内で行う者（以下「生産者」という）。

3 県指導指針への対応

安全なきのこを生産、出荷するために、県と生産者は協力し、県指導指針に示した管理項目を栽培工程に取り入れ、きのこの栽培を行うこととする。

県指導指針における、管理項目は**別表1（原木）**及び**別表2（菌床）**のとおりとする。

4 県の役割

群馬県は以下の事項を実施する。

【原木栽培】

（1）県指導指針に基づく安全生産のための栽培指導

- ・生産現場における助言や、生産者からの相談への対応

（2）生産者及び生産者ごとのほだ場の状況確認

- ・県指導指針に基づいた管理項目（**別表1**）が実施されているかの確認

（3）ほだ場管理ロット毎に、栽培管理に必要な検査の実施及び結果の管理

ア 原木の指標値検査

- ・生産者の依頼を受け、県が検査を実施する。
- ・生産者又は原木納入者が自ら実施した検査結果を確認する。

イ ほだ木の指標値検査

- ・生産者の依頼を受け、県が検査を実施する。
- ・生産者が自ら実施した検査結果を確認する。

ウ きのこの出荷前検査

- ・生産者の依頼を受け、生産指導のため県が検査を実施する。
- ・生産者が自ら実施した検査結果を確認する。

（4）管理確認状況をまとめた「ほだ場管理台帳」の作成

- ア 生産者ごとのチェックシートの確認と写しを保管する。

イ（環境）森林事務所は、適宜「ほだ場管理台帳」を作成、更新し、翌年度の４月３０日までに林業振興課へ提出する。

ウ 「ほだ場管理台帳」の記載項目は**別表３**のとおりとする。

（５）東京電力に対する損害賠償請求への支援

生産者が東京電力に損害賠償請求する場合、「ほだ場管理台帳」の記載事項を管理履歴として証明するほか、支払が円滑に進むよう双方に助言する。

【菌床栽培】

（１）県指導指針に基づく安全生産のための栽培指導

- ・生産現場における助言や、生産者からの相談への対応

（２）生産者毎に、栽培管理に必要な検査への協力

ア 菌床の指標値検査

- ・生産者の依頼を受け、県が検査を実施する。

イ きのこの出荷前検査

- ・生産者の依頼を受け、生産指導のため、県が検査を実施する。

５ 生産者の役割

安全な県産きのこ供給のため、生産者は以下の事項の実施に努める。

【原木栽培】

（１）県指導指針の遵守、ほだ場管理ロットごとのチェックシートの記録

（ロット：原木の生産地、植菌年、ほだ場環境毎に分けて管理する単位）

ア 必須項目である「原木」「ほだ木」の指標値検査、「きのこ」の出荷前検査を確実に実施する。

イ 栽培形態や栽培環境に応じ、敷材の使用や浸水槽の洗浄等、放射性物質低減対策に取り組む。

ウ ほだ場管理ロット毎に検査結果や作業内容等を**チェックシート（別記様式１及び２）**に記録する。

（２）県が作成する「ほだ場管理台帳」への情報提供等

ア （環境）森林事務所に「ほだ木」「きのこ」の検査を依頼する際、チェックシートの写しを合わせて提出する。

イ 自ら検査（民間の検査機関）を実施した場合は、チェックシート及び検査結果書の写しを（環境）森林事務所に提出し、検査が適正に行われているか確認を受ける。

※購入原木の場合は、原木の検査結果書の写しを提出すること。

ウ 栽培管理状況の聞き取り調査や現地確認に協力する。

（３）県が実施する各種検査のための検体提供

ア 県指導指針に定めるほだ木等の検査に必要な検体を提供する。

イ 食品のモニタリング調査に必要な検体を提供する。

（４）検査結果に基づく必要な栽培管理の実施

ア 原木の適正な管理

- ・国が定める指標値を超過した場合、県の指導書に基づき同ロットの原木は使用不可。

イ ほだ木の適正な管理

- ・国が定める指標値を超過した場合、県の指導書に基づき同ロットのほだ木は使用不可。

ウ きのこの適正な管理(検査)

- ・国が定める食品の基準値を超過した場合、県の指導書に基づき同ロットのほだ木は使用不可。(同ロットから発生したきのこの出荷販売はできません。)
- ・食品の基準値の2分の1を超過した場合、ほだ木の再検査及びきのこの再検査を実施し、同ロットのほだ木の使用可否について県の指導を受ける。

【菌床栽培】

(1) 栽培管理の方法

ア 自家生産菌床の場合：「オガ粉」の納入ロット毎に検査結果を確認し、放射性物質濃度が十分に低いことを確認する。

購入菌床の場合：「菌床」の納入ロット毎に検査結果を確認し、十分に放射性物質濃度が低いことを確認する。

イ 上記によらず、必要に応じ「オガ粉」「菌床」「きのこ」の検査を実施する。

ウ 栽培形態や栽培環境に応じ、周辺環境からの二次汚染に注意する。栽培状況については**チェックシート（別記様式3-1、3-2）**を参照し、放射性物質の基準値を超過するきのこが流通しないよう管理する。

6 個人情報等の取扱

生産者の個人情報等については、安全なきのこの生産・出荷に係る指導等を目的とした基礎資料として使用するほか、生産者が東京電力に賠償請求する場合の証明資料に用いるものとし、上記以外に使用しない。

7 附 則

平成26年9月22日制定

平成29年8月1日一部改正

令和7年9月1日一部改正

別表1 放射性物質低減のための原木きのご栽培管理項目

番号	工程	取組事項	具体的な内容	備考	
①	伐採・玉伐り	指標値以下の確認	放射性物質濃度を測定し、50Bq/kg以下であることを確認する。 伐採箇所が複数に分かれている場合、箇所毎に検査を行う。	必須工程	
		伐採原木の管理	施設内又は森林から離れた場所に保管する。		
			粉じん、土、腐植層などが付着・接触しないよう、原木をブロックの上などに置き、シートで覆う。		
②	原木・ほだ木の購入	指標値以下の確認	放射性物質濃度が、50Bq/kg以下であることを確認する。 (購入先から検査結果書等の写しを得る)	必須工程	
		原木の産地の確認	購入業者等に、原木伐採箇所を確認する。(県内産は地番まで確認) 伐採箇所が複数に分かれている場合、箇所毎に検査を行い管理しているか確認する。		
		購入後の管理	施設内又は森林から離れた場所に保管する。		
			粉じん、土、腐植層などが付着・接触しないよう、原木をブロックの上などに置き、シートで覆う。		
③	原木の洗浄	土、汚れ等表面汚染物の除去	必要に応じて原木洗浄機、高圧洗浄機等により、原木を洗浄する。		
			洗浄時に発生した沈殿物、浮遊物は濾過し、回収する。		
④	植菌	植菌時の管理	施設内、又は森林から離れた場所で行う。空間線量率の低い場所で行う。		
			原木、ほだ木を施設内に搬入する際には、土などの汚れを落としてから搬入する。		
			シート、ブロック、枕木等の上で作業を行い、原木、ほだ木使用機材等を直接地面に置かない。		
			施設内は定期的に清掃を行い、土や粉じん等、施設外からの汚れを除去する。		
			植菌後は施設内で保管する。		
		ロットの管理	植菌したほだ木はロット毎に管理する。		
⑤-1 ⑤-2 ⑤-3 ⑤-4	仮伏せ・本伏せ・休養	伏せ込み、休養時の管理	共通事項	空間線量率の低い場所で行う。	
				ほだ木はブロック、枕木等の上に置き、地面に直接付けない。	
				降雨、散水等による土壌の跳ね返りに注意する。防止する。	
				貯水槽は洗浄してから使用し、ふたをする。浮遊物、沈殿物は除去する。	
				山水等を、散水に使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除去する。	
			林内	適宜、下草刈りを行う。空間線量率の高い場合は表土の除去を行う。	
				粉じんがあたらないよう、ほだ木の上を被覆材等で覆う。	
				寒冷紗、ヨシズ、被覆材等は新しいものを使う。	
			裸地伏	耕耘により、一度、土壌の天地返し、かくはんを行う。	
				覆土が必要な場合、汚染されていない天地返し後の土や購入土などを使用する。	
				寒冷紗、ヨシズ、被覆材等は新しいものを使う。	
			施設内	粉じんが施設外から入り込まないように、換気等に注意する。	
				ほだ木を施設内に搬入する際には、土などの汚れを落としてから搬入する。	
				施設内は定期的に清掃を行い、粉じんや土などの施設外からの汚れを除去する。	

番号	工程	取組事項	具体的な内容	備考	
⑥	発生前ほだ木の管理	指標値以下の確認	放射性物質濃度を測定し、50Bq/kg以下であることを確認する。	必須工程	
		ロットの管理	ほだ木はロット毎に管理する。		
		指標値を超えたほだ木の管理	指標値を超えたほだ木は、使用を禁止する。		
			廃棄するまでの間は生産現場から離れた場所に移動し、シートをかぶせるなどして保管する。		
⑦-1	発生	発生時の管理	共通事項	空間線量率の低い場所で行う。	
ほだ木はブロック、枕木等の上に置き、地面に直接付けない。					
降雨、散水等による土壌の跳ね返りに注意する。防止する。					
ほだ木に付着した土壌等は洗浄する。					
浸水槽、貯水槽は洗浄してから使用し、浮遊物、沈殿物は除去する。					
山水等を、散水、浸水に使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除去する。					
⑦-2				林内	適宜、下草刈りを行う。空間線量率の高い場合は表土の除去を行う。
ほだ木の上に寒冷紗等で屋根を作る。					
覆土が必要な場合、汚染されていない天地返し後の土や購入土などを使用する。					
寒冷紗、ヨシズ、被覆材等は新しいものを使う。					
⑦-3		裸地	耕耘により、一度、土壌の天地返し、かくはんを行う。		
覆土が必要な場合、汚染されていない天地返し後の土や購入土などを使用する。					
寒冷紗、ヨシズ、被覆材等は新しいものを使う。					
⑦-4		施設内	粉じんが施設外から入り込まないように、換気等に注意する。		
ほだ木を施設内に搬入する際には、土などの汚れを落としてから搬入する。					
施設内は定期的に清掃を行い、粉じんや土などの施設外からの汚れを除去する。					
⑧	出荷前きのこの管理	基準値以下の確認	放射性物質濃度を測定し、100Bq/kg以下であることを確認する。 (50Bq/Kgを超える場合は、再検査が必要)	必須工程	
⑨	収穫・包装	収穫・包装時の管理	施設内で行う。収穫したきのこは施設内に保管する。		
			きのこを乾燥させる場合は室内で行い、天日乾燥させない。		
			乾燥機、エビラ等は使用毎に清掃する。		
⑩	廃棄ほだ木	適正な保管	処分場が決まるまでは生産現場から離れた場所に移動し、シートをかぶせるなどして保管する。		
		適正な処分	廃ほだ木及び廃棄物を処分する場合はそれぞれ適切に処分する。		

※原木栽培におけるロット:原木の生産地、植菌年、ほだ場環境毎に分けて管理する単位。

別表2 放射性物質低減のための菌床きのか栽培管理項目

生産 種別	番号	工程	取組事項	具体的な内容	備考
自家 生産	①	原料管理	培地基材の放射性物質濃度の確認	使用する「オガ粉」、「オガ粉以外の培地基材」の放射性物質濃度が十分に低いことを確認する。(納入元から検査結果書の写しを取得し保管)。	重要確認項目
			栄養体(培地添加物等)の安全の確認	必要に応じ栄養体(培地添加物等)の放射性物質濃度を確認する(納入元から検査結果書の写しを取得し保管)。	
			培地基材の管理	入荷ロット毎に管理し、屋内又はシートで覆い保管する。	
				粉じん、土、腐植層などが付着・接触しないように管理する。	
	②	植菌	指標値以下の確認	植菌前の「菌床用培地」又は植菌後の「菌床」の放射性物質濃度を測定し、200Bq/kg以下であることを確認する。	重要確認項目
			環境の整備	施設内は定期的に清掃を行い、施設外からの汚れを除去する。 また、靴を履き替えるなど、粉塵を持ち込まないようにする。	
			ロットの管理	植菌した菌床は植菌日等が分かるように整理し管理する。	
購入 菌床	③	購入菌床	指標値以下の確認	「菌床」又は菌床に使用されている「オガ粉」の放射性物質濃度を確認し、200Bq/kg以下であることを確認する。(納入元から検査結果書の写しを取得し保管)。	重要確認項目
			購入後の管理	購入した菌床は納入ロット毎に管理し、施設内で保管する。	
				粉じん、土、腐植層などが付着・接触しないように管理する。	
共通	④	培養・発生	環境の整備	施設内は定期的に清掃を行い、土や粉じん等、施設外からの汚れを除去する。 また、靴を履き替えるなど、粉塵を持ち込まないようにする。	
				散水及び浸水には、水道水や井戸水を使用する。	
				浸水槽は事前に洗浄し、浸水操作毎に洗浄する。	
共通	⑤	出荷前	基準値以下の確認	きのこの放射性物質濃度を測定し、100Bq/kg以下であることを確認する。	重要確認項目
	⑥	収穫・包装	収穫・包装時の管理	施設内で行う。収穫したきのこは施設内に保管する。	
				きのこを乾燥させる場合は室内で行い、天日乾燥させない。	
				乾燥機、エビラ等は使用毎に清掃する。	
	⑦	廃菌床	適正な保管	処分場が決まるまでは生産現場から離れた場所に移動し、シートをかぶせるなどして保管する。	
			適正な処分	廃菌床及び廃棄物を処分する場合はそれぞれ適切に処分する。	

別表３ 「ほだ場管理台帳」の記載項目

番号	項目	内容	摘要
1	生産者	固有番号、氏名、住所、連絡先	生産者を特定するため
2	ほだ場	固有番号	管理ロット（原木の生産地、植菌年別、管理場所別：以下同じ）毎の固有番号
3		管理本数	管理ロット毎のほだ木本数
4		原木	原木の生産地・管理環境
5		植菌	植菌完了年月と主な種菌品種
6		仮伏せ	場所と管理環境
7		本伏せ	場所と管理環境
8		発生	発生回数、発生場所、管理環境
9		休養	場所、管理状態、廃棄方法
10		廃棄	処分方法、年度
11	検査結果	原木	【納入時】 原木の指標値検査結果
12		ほだ木	【発生毎】 ほだ木の指標値検査結果
13		出荷前	【発生毎】 生産指導のためのきのこの検査結果

原木きのこ ほだ場チェックシート

別記様式1

I ほだ場管理シート(ほだ場管理ロット毎に作成) ID:生産者ー植菌年ーほだ場

生産者氏名		住所	
植菌年	令和 年	ほだ場番号	生産状況 生産継続・終了・賠償請求
原木管理	導入本数: 本		原木産地: 樹種: コナラ・クヌギ・()
	原木洗浄(必要に応じ、原木の除染や低減のため原木の洗浄をした): 【実施・未実施】		
	検査結果: Bq/kg		検査日: 令和 年 月 日
	検査機関: 【林業試験場・富岡森林事務所・納入者証明・その他()】		
	検査番号:		使用可否判定: 【使用可・使用不可】 ※50Bq/kgを超過した場合、原木使用不可
	二次汚染防止	【被覆材の使用・表土処理・敷材の使用・清掃・その他()】	
特記事項			
植菌作業	植菌完了月	令和 年 月	主な種菌品種:
	二次汚染防止	【被覆材の使用・表土処理・敷材の使用・清掃・その他()】	
	特記事項		
仮伏せ	仮伏場所地番		
	仮伏環境	施設内・人工ほだ場・林内(スギ・ヒノキ・広葉樹・クワ・その他())	
	二次汚染防止	【被覆材の使用・表土処理・敷材の使用・清掃・その他()】	
	特記事項		
本伏せ	本伏場所地番		
	本伏環境	施設内・人工ほだ場・林内(スギ・ヒノキ・広葉樹・クワ・その他())	
	二次汚染防止	【被覆材の使用・表土処理・敷材の使用・清掃・その他()】	
	特記事項		
全体特記事項			

別記様式2

Ⅱ 発生管理（ほだ場管理ロットごと、初回発生及び長期休養後発生毎に作成）

ID: 生者 - 植 菌 年 - ほだ場 - 発生回数

生産者氏名				住所			
植 菌 年	令和	年	ほだ場番号			発生操作回数	通算 回目
ほだ木検査	管理本数： 本			原木検査番号：			
	検査結果： Bq/kg			検査日： 令和 年 月 日			
	検査機関：【林業試験場・富岡森林事務所・その他()】						
	検査番号：			使用可否判定：【使用可・使用不可】			
				※50Bq/kg を超過した場合、ほだ木使用不可			
特記事項							
発生操作	発生場所地番						
	発生環境		施設内・人工ほだ場・林内(スギ・ヒノキ・広葉樹・クワ・その他())				
	二次汚染防止		【浸水槽の洗浄・浸水槽の沈殿物の除去・水道水や井戸水の使用・被覆材の使用・表土処理・敷材の使用・清掃・その他()】				
	特記事項						
きのこ検査	《きのこ(生)》				《きのこ(乾)》		
	検査結果： Bq/kg				検査結果： Bq/kg		
	検査日： 令和 年 月 日				検査日： 令和 年 月 日		
	検査機関：【林試・富岡・その他()】				検査機関：【林試・富岡・その他()】		
	検査番号：				検査番号：		
	出荷可否：【可・不可・要再検査】				出荷可否：【可・不可・要再検査】		
	※50Bq/kg を超過した場合、ほだ木・きのこの再検査 100 Bq/kg を超過した場合、出荷不可						
特記事項							
休養作業	休養場所地番						
	休養環境		施設内・人工ほだ場・林内(スギ・ヒノキ・広葉樹・クワ・その他())				
	二次汚染防止		【被覆材の使用・表土処理・敷材の使用・清掃・その他()】				
	特記事項						

**自家生産菌床
きのこ発生管理工程チェックシート**

別記様式3-1

Ⅲ 発生管理（菌床管理ロットごとに管理）

生産者氏名		ロット番号	
-------	--	-------	--

重要確認項目

放射性物質検査	チェック欄																			
下記①～③のうち、1つ以上を確認した。 ① オガ粉 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">検査結果:</td><td style="width: 20%;">Bq/kg</td><td style="width: 40%;">検査日:</td></tr> <tr> <td>納入業者:</td><td></td><td>備考:</td></tr> </table> ② 菌床用培地 ※200 Bq/kg 超過の菌床は使用不可 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">検査結果:</td><td style="width: 20%;">Bq/kg</td><td style="width: 40%;">検査日:</td></tr> <tr> <td>検査機関:</td><td></td><td>備考:</td></tr> </table> ③ きのこ ※100 Bq/kg 超過のきのこは出荷不可 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">検査結果:</td><td style="width: 20%;">Bq/kg</td><td style="width: 40%;">検査日:</td></tr> <tr> <td>検査機関:</td><td></td><td>備考:</td></tr> </table>		検査結果:	Bq/kg	検査日:	納入業者:		備考:	検査結果:	Bq/kg	検査日:	検査機関:		備考:	検査結果:	Bq/kg	検査日:	検査機関:		備考:	□
検査結果:	Bq/kg	検査日:																		
納入業者:		備考:																		
検査結果:	Bq/kg	検査日:																		
検査機関:		備考:																		
検査結果:	Bq/kg	検査日:																		
検査機関:		備考:																		

その他管理項目

工程	管理項目	チェック欄
原料管理	培地基材・栄養体は二次汚染されないよう保管した。	□
植菌	施設内は定期的に清掃を行い、施設外からの汚れを除去した。	□
	施設内には靴を履き替えるなど、粉塵を持ち込まないようにした。	□
培養・発生	施設内は定期的に清掃を行い、施設外からの汚れを除去した。	□
	施設内には靴を履き替えるなど、粉塵を持ち込まないようにした。	□
	散水及び浸水には水道水や井戸水を使用した。	□
	浸水槽は事前に洗浄し、浸水操作毎に清掃した。	□
収穫・包装	収穫したきのこは施設内に保管した。	□
	きのこを乾燥させる場合は室内で乾燥させた。	□
	乾燥機、エビラ等は使用毎に清掃した。	□
収穫後	使用済みの菌床は生産現場から離れた場所で保管し、シート等をかぶせて保管した。	□
	廃菌床及び廃棄物は適切に処分した。	□

**購入菌床
きのこ発生管理工程チェックシート**

別記様式3-2

Ⅲ 発生管理（菌床管理ロットごとに管理）

生産者氏名		ロット番号	
-------	--	-------	--

重要確認項目

放射性物質検査		チェック欄
下記①②のどちらか又は両方を確認した。		☐
① 購入菌床 ※200 Bq/kg 超過の菌床は使用不可		
検査結果: Bq/kg	検査日:	
納入業者:	備考:	
② きのこ ※100 Bq/kg 超過のきのこは出荷不可		
検査結果: Bq/kg	検査日:	
検査機関:	備考:	

その他管理項目

工程	管理項目	チェック欄
納入管理	購入した菌床は二次汚染されないよう施設内で保管した。	□
植菌	施設内は定期的に清掃を行い、施設外からの汚れを除去した。	□
	施設内には靴を履き替えるなど、粉塵を持ち込まないようにした。	□
培養・発生	施設内は定期的に清掃を行い、施設外からの汚れを除去した。	□
	施設内には靴を履き替えるなど、粉塵を持ち込まないようにした。	□
	散水及び浸水には水道水や井戸水を使用した。	□
	浸水槽は事前に洗浄し、浸水操作毎に清掃した。	□
収穫・包装	収穫したきのこは施設内に保管した。	□
	きのこを乾燥させる場合は室内で乾燥させた。	□
	乾燥機、エビラ等は使用毎に清掃した。	□
収穫後	使用済みの菌床は生産現場から離れた場所で保管し、シート等をかぶせて保管した。	□
	廃菌床及び廃棄物は適切に処分した。	□